

## 北九州市立食肉センターの今後のあり方検討会開催要綱

### (目的)

第1条 本市の食肉センターについて、施設の運用開始から35年が経過し、施設設備の経年的な劣化が顕著になり、円滑な業務運営に支障が出てきた。設備改修や修繕に係る財政負担も増加しており、施設の今後のあり方を有識者等から広く意見を聴取するため、「北九州市立食肉センターの今後のあり方検討会（以下「検討会」という。）」を開催する。

### (協議事項)

第2条 検討会は、北九州市立食肉センターの今後のあり方について検討を行う。

### (構成)

第3条 構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、保健福祉局長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公認会計士又は税理士
- (3) 業界団体
- (4) その他保健福祉局長が適当と認めた者

2 構成員が欠けた場合は、補欠構成員を選任することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は選任の対象外とする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

### (任期)

第4条 構成員の任期は、就任日より令和7年3月31日までとする。

2 補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を置く。

2 座長は構成員の互選により定め、副座長は構成員の中から座長が指名する。

3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は座長が招集し、座長が議長となる。

2 検討会は、必要に応じて、事案に係りのある職員、特定の分野に関する学識経験のある者等の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会に関する庶務は、保健福祉局保健衛生部保健衛生課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

この要綱は、令和7年3月31日限りで、その効力を失う。